

令和 2 年 4 月 8 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04486

研究課題名（和文）近代日本における幼児教育制度の確立

研究課題名（英文）Establishment of Early Childhood Education System in Modern Japan

研究代表者

湯川 嘉津美（Yukawa, Katsumi）

上智大学・総合人間科学部・教授

研究者番号：30156814

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、近代日本の幼児教育制度の確立とその特質を明らかにすることを目的として、文部省の政策意図と保育界の幼稚園令制定要求、制定後の動向の3点から実証的な検討を行った。まず、文部省の政策意図については、幼稚園令制定過程の検討から国民教育的見地、社会政策的見地の双方に基づく幼稚園令の制定意図を解明し、ついで、全国幼稚園関係者大会や全国保育大会などの議事録の分析を通して、幼稚園関係者の幼稚園令制定要求と幼稚園発達構想の内実を明らかにした。さらに、幼稚園の事例研究を行い、「終日幼稚園」の実験や幼小連携カリキュラムの作成、「観察」の実際など、幼稚園令制定後の幼稚園の改革動向について明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、近代日本における幼児教育制度の確立に大きな役割を果たした幼稚園令に着目し、従来未解明であった幼稚園令の立案過程と幼稚園令制定前後の保育界の動向を新史料を用いて明らかにした。幼稚園令は、幼稚園に託児所的機能を付与し、長時間保育や3歳未満児の入園を認めるなど、社会政策的見地からの幼稚園機能の拡大によって幼保の一元化を目指したものであり、本研究の成果は、今日なお課題とされている幼保一元化や保育者の養成、資格・待遇をめぐる問題に歴史的な有益な示唆を与え得る。また、本研究において収集した資料を広く研究に供するため、『近代日本幼児教育基本文献集』（全 期）にまとめ、解説を付して公刊した。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to reveal the establishment and characteristics of the early childhood education system in modern Japan through conducting the empirical study from three viewpoints: the policy intention of the Ministry of Education, the demand for the establishment of the Ordinance Relating to Kindergartens in the kindergarten's community, and the trends after the establishment.

First, regarding the policy intentions of the Ministry of Education, I examined the process of drafting kindergarten orders and elucidated the intentions of enacting kindergarten orders. Second, we clarified the kindergarten officials' requirements for the establishment of kindergarten ordinances and the nature of the kindergarten development plan through analyzing the minutes of national kindergarten-related tournaments. Third, I clarified the reform trends in kindergartens after the enactment of the Ordinance Relating to Kindergartens by studying the cases of kindergartens.

研究分野：教育学

キーワード：幼児教育制度 幼稚園令 幼保一元化 保育者の資格

1. 研究開始当初の背景

1926 (大正 15) 年制定の幼稚園令は、近代日本の幼児教育制度の確立に大きな役割を果たした。幼稚園令では、幼稚園に託児所的機能を付与し、長時間保育や 3 歳未満児の入園を認めるなど、社会政策的見地からの幼稚園機能の拡大による幼保一元化が目指されており、保育者の資格も尋常小学校本科正教員程度に高められていた。今日からみても画期的な制度であったといえるが、従来の幼稚園令に関する研究では、財政的保障の問題や託児所関係者の反対などにより、幼保一元化は果たされず、画餅に終わったとして、幼稚園令に対する評価は頗る低い。しかし、その評価は幼稚園令の制定過程や保育界の動向についての実証的な研究から導き出されたものではなく、結果の評価にすぎない。なぜ、この時期に文部省は幼保一元化を目指し、勅令として幼稚園令を制定したのか。また、幼稚園や託児所の関係者はどのように幼稚園令を受け止め、対応していったのか、といった幼稚園令に関する実証的研究は、史料的な制約もあり、ほとんどなされていない。幼保一元化や保育者の養成と待遇をめぐる問題が、今日なお課題であり続けていることを考える時、日本の幼児教育制度の確立に重要な役割を果たした幼稚園令に関する歴史的検討は必要不可欠であり、それなしに制度改革の確かな方向性を見出すことは難しいのではなからうか。

そこで本研究では、幼稚園令の制定過程と保育界の動向について実証的な検討を行い、近代日本の幼児教育制度の確立とその特質を明らかにすることとした。

2. 研究の目的

本研究は、近代日本における幼児教育制度の確立とその特質について、幼保一元化を企図して制定された 1926 (大正 15) 年の幼稚園令の制定過程と保育界の動向に関する実証的な検討を通して、明らかにしようとするものである。

従来の研究は、史料的制約のため、幼稚園令の制定過程や制定後の実施経緯を明らかにしておらず、多くの不明な点を残している。本研究では、幼稚園令立案の主任を務めた清水福市旧蔵の幼稚園令関係史料や文部省の内部文書などの新史料を用いて、幼稚園令制定過程の全容を解明する。また、幼稚園令制定前後の全国幼稚園関係者大会、全国保育大会などの議事録の分析を通して、保育界における幼稚園令の意義と課題を明らかにする。さらに、幼稚園の事例研究を行い、幼稚園令制定後の幼稚園の改革動向を示す。

3. 研究の方法

本研究では、以下の方法で研究を進めた。

- (1) 文部省における幼稚園令の立案過程について、清水福市旧蔵の幼稚園令関係史料および文部省編『各国幼稚園教育制度』等の新史料を用いて、実証的に明らかにする。また、幼稚園令立案にあたり、なぜ社会政策的見地を導入し、幼保一元化を目指したのか、政策立案者の意図とその契機を明らかにする。
- (2) 幼稚園関係者の幼稚園令制定要求および制定後の保育界の動向を、大正期から昭和初期にかけて盛んに開かれた全国幼稚園関係者大会、全国保育大会、関西聯合保育会などの議事録の分析を通して明らかにする。
- (3) 幼稚園令を保育界はどのように受け止め、それに対応したのか。事例研究を行い、幼稚園令制定後の幼稚園改革の実際を明らかにする。

4. 研究成果

主な研究成果は以下の通りである。

(1) 幼稚園令制定過程の研究

従来の幼稚園令制定過程に関する研究は、国立公文書館所蔵の幼稚園令関係文書を用いて、1925 年 12 月の文政審議会における幼稚園令の審議や 1926 年 2 月に起案された幼稚園令案の検討を行うにとどまっており、幼稚園令制定過程の全容を解明するには至っていない。そこで本研究では、まず、幼稚園令制定にあたって文部省がどのような諸外国の幼児教育制度の調査を行い、立案の参考にしたのか、文部省編『各国幼稚園教育制度』(1925 年)の検討を通して明らかにした。ついで、文部省普通学務局において幼稚園令立案の主任を務めた清水福市旧蔵の幼稚園令制定関係史料の分析を通じて、幼稚園令の立案過程を解明した。

その結果、幼稚園令には相異なる二つの立法目的が共存していたことが明らかになった。すなわち、第一は、国民教育の素地を培う幼稚園教育の重要性に鑑み、幼稚園教育の改良と保姆資格の向上によって、幼稚園の普及・発達を図ろうとするもので、これは幼稚園関係者の均しく要望するものであった。第二は、社会政策的見地から、増加しつつある託児所を包摂した新たな「幼稚園」を創出し、普及しようとするもので、これは諸外国の幼児教育制度の調査をもとに日本の幼稚園発達の方針を立てた文部省督学官の森岡常蔵が強く要求するものであった。幼稚園令立案過程では、当初、第一の目的に即した立案がなされたが、文部省内では従前の幼稚園教育の改良のために勅令を發布することに消極的な意見もあった。これに対して、森岡が第二の目的を以

て岡田文部大臣を説得したことで、幼稚園令には第一の目的に即した草案に第二の目的に即した補正が加えられ、勅令として立案されていくこととなった。しかし、幼稚園令制定後、幼稚園への財政的保障がなされなかったために、第二の目的を達成することができない状況が続き、実質的には第一の目的に沿った幼稚園教育の改良・普及が推進された。ただし、第二の目的による補正を受けたために、幼稚園関係者が要望してきた第一の目的を十分に達成することができず、保姆の資格と待遇改善をめぐる問題はその後も課題として残されたのである。

(2) 幼稚園令制定前後の保育界の動向に関する研究

大正期に入ると、全国的な規模の保育大会が開催されるようになり、そうしたなかで、幼稚園の制度的改善・充実を求める声も高まりをみせる。表1は、1915～1935年までの全国幼稚園関係者大会の開催状況を示したものであるが、1921年と1930年には帝国教育会も全国保育大会を開催して懸案事項の審議と文部省への建議を行った。また、関西地区では関西聯合保育会による保育大会が毎年開かれており、本研究では、これら保育大会の議事録の分析を通して、幼稚園令制定前後の保育界の課題認識のありようを明らかにした。

表1 全国幼稚園関係者大会一覧

回	開催期日	主催	開催場所・参加者数
1	1915(大正4)年 8月3～5日	フレーベル会	東京女子高等師範学校・526名
2	1919(大正8)年 10月17～19日	京阪神聯合保育会	大阪市中央公会堂・800余名
3	1921(大正10)年 5月3～5日	大分県保育会	大分市・160余名
4	1924(大正13)年 10月17～19日	吉備保育会	岡山市・448名
5	1931(昭和6)年 10月17～18日	名古屋市保育会	名古屋市公会堂・875名
6	1935(昭和10)年 3月2～3日	大阪市保育会	大阪市国民会館・1,387名

幼稚園令制定前の保育大会では、幼稚園令の単独令制定と保姆の資格・待遇の向上を求める協議と建議が盛んに行われた。そうした動きは、さらに1925年の全国保育代表者協議会における幼稚園令内容案の文部省への建議や全国聯合保育会による「幼稚園令制定に関する意見書」の当局への提出となって現れた。1926年の幼稚園令の制定の背景には、こうした保育界による幼稚園令制定要求運動があり、同令が幼稚園関係者たちに大きな喜びをもって迎えられたことはいうまでもない。

しかし、幼稚園令制定直後から、幼稚園関係者は全国的な保育大会をたびたび開催して、幼児教育制度改革に向けた協議と建議案の決議を行っており、幼稚園令と保育界が求めたものには懸隔があったことがわかる。その改革要求は多岐にわたるが、一貫して求められたのは、幼稚園教育の義務制と保姆養成機関の整備・拡充、保姆の資格向上と待遇改善であり、その具体策として市町村に幼稚園設置の義務を負わせることや小学校教員と同様に保姆の養成を師範学校において行うことが要請された。

これらの保育界の幼児教育制度改革要求は、戦前期には実現されることなく終わるが、制度改革の課題は戦後の教育改革において再度検討され、教育刷新委員会において「幼稚園を学校体系の一部とし、それによって幼稚園令を改正すること。尚五才以上の幼児の保育を義務制とすることを希望する」との方針を引き出すこととなったのである。

(3) 幼稚園令制定後の幼稚園改革に関する研究

幼稚園令の制定後、保育界では幼稚園令の精神に基づいて、幼稚園の改革が進められた。東京女子高等師範学校教授兼附属小学校主事である堀七蔵は『幼稚園保育の諸問題』(1934年)において、幼稚園令に依りながら幼稚園の目的や保育時間、幼稚園の設置について述べ、幼稚園に託児所を付設したり、幼稚園に託児所の精神を加えることの必要を説いた。また、保姆養成機関についても、女子師範学校に幼稚園の保姆と小学校低学年教員を養成するコースを特設すること、附属小学校とともに附属幼稚園をすべての女子師範学校に付設して教育実習を十分に行わせることを主張し、さらに、幼稚園令において新たに加えられた保育項目「観察」について、理論と実践の双方からそのあり方を示して「観察」の実施を支えたが、各幼稚園でも、幼稚園令において保育項目に「等」が付加され、当事者に学術の進歩や実際の経験に応じて保育内容を適宜工夫することが求められたことから、保育内容・方法改革が様々に実施された。

本研究では、東京女子高等師範学校附属幼稚園における系統的保育案の実施や「観察」の実際、明石女子師範学校附属幼稚園における幼小連携カリキュラムの実施、東京府女子師範学校附属校園における「遊戯的学習」の実践、香川県女子師範学校附属幼稚園における「終日幼稚園」の実験などに着目して、幼稚園令制定後の幼稚園改革の動向を検討した。とくに、東京府女子師範学校では幼稚園と尋常小学校1年を第一部とし、遊戯と学習を一元的に捉えて子どもの心身の発達と内部からの学びの要求に応じて指導を行う「遊戯的学習」が実践されており、小学校低学年改革と運動して幼稚園の理論と実践を統合した「保育学」の構築が目指されていた。他方、香川県女子師範学校附属幼稚園では夏期休暇を利用した終日保育を実施し、「終日幼稚園」の研究を行った。幼稚園令制定後に託児所的機能を有する幼稚園の設置は進まなかったが、そうしたなかで、同附属幼稚園では「終日幼稚園」の研究を行い、幼稚園と託児所を連結した新しい幼稚園

のあり方を示したのである。

(4) 幼児教育史基本文献集の刊行

本研究で収集した史料をもとに、『近代日本幼児教育基本文献集』(全 期・24 巻)を監修・刊行し、解説を別冊として付した。また、関西聯合保育会の機関誌『関西聯合保育会雑誌』についても復刻版『関西連合保育会雑誌』(全2巻)を刊行し、解説を付けた。これにより通常では手に入りにくい貴重書、貴重史料を広く研究者に供することができるようになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 湯川 嘉津美	4. 巻 31号
2. 論文標題 19世紀末～20世紀初頭の欧米における幼稚園批判とその日本への影響	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人間教育の探究	6. 最初と最後の頁 65-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 湯川 嘉津美	4. 巻 14号
2. 論文標題 日本の幼児教育におけるキリスト教主義幼稚園・保母養成校の歴史的位罫	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 幼児教育史研究	6. 最初と最後の頁 55-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20658/youjikyoiikushi.14.0_55	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 湯川 嘉津美	4. 巻 985号
2. 論文標題 幼稚園と小学校の連携・接続をめぐる歴史的考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 初等教育資料	6. 最初と最後の頁 6-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 湯川 嘉津美	4. 巻 30号
2. 論文標題 草創期の幼稚園保母養成 - 東京女子師範学校における「幼稚園保育法」の検討を中心に -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 人間教育の探究	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 湯川 嘉津美	4. 巻 152号
2. 論文標題 日本の幼児教育史における倉橋惣三	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 発達	6. 最初と最後の頁 8-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 湯川 嘉津美	4. 巻 51号
2. 論文標題 幼稚園令制定過程の再検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 上智大学教育学論集	6. 最初と最後の頁 1-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 湯川 嘉津美	4. 巻 11号
2. 論文標題 「若竹の園」の幼児保育史上の位置 (シンポジウム: 日本における幼児保育の新しい潮流 - 倉敷さつき会 保育所「若竹の園」の成立)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 幼児教育史研究	6. 最初と最後の頁 54-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20658/youjikyoiikushi.11.0_54	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 湯川 嘉津美	4. 巻 674号
2. 論文標題 幼児教育の歴史からみた「認定こども園」の位置	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 家庭科	6. 最初と最後の頁 6-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 湯川 嘉津美
2. 発表標題 保育日誌にみる大正期の幼稚園教育
3. 学会等名 日本保育学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 湯川 嘉津美
2. 発表標題 東基吉のフレーベル研究と保育内容・方法改革
3. 学会等名 日本ベスタロッチー・フレーベル学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yukawa Katsumi
2. 発表標題 Transition from Kindergarten to Primary School: Examination from a Historical Perspective
3. 学会等名 World Education Research Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 湯川 嘉津美
2. 発表標題 草創期の幼稚園保姆養成 - 府県における保育伝習科の設置とその実際 -
3. 学会等名 日本保育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 湯川 嘉津美
2. 発表標題 19世紀末～20世紀初頭の欧米における幼稚園批判とその日本への影響
3. 学会等名 国際フレーベル学会（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 湯川 嘉津美
2. 発表標題 日本の幼児教育におけるキリスト教主義幼稚園・保母養成校の歴史的位罫
3. 学会等名 幼児教育史学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 湯川 嘉津美
2. 発表標題 戦時下における幼稚園制度改革の動向
3. 学会等名 日本保育学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 湯川 嘉津美
2. 発表標題 草創期の幼稚園保母養成 - 東京女子師範学校における「幼稚園保育法」の検討を中心に -
3. 学会等名 日本ベスタロッヂー・フレーベル学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 湯川 嘉津美
2. 発表標題 昭和初期における全国保育大会の開催とその意義
3. 学会等名 日本保育学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 湯川 嘉津美
2. 発表標題 幼稚園令制定過程の再検討
3. 学会等名 日本ベスタロッチー・フレーベル学会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 湯川 嘉津美	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本図書センター	5. 総ページ数 237
3. 書名 近代日本幼児教育基本文献集 解説	

1. 著者名 湯川 嘉津美（監修）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本図書センター	5. 総ページ数 2,927
3. 書名 近代日本幼児教育基本文献集 第 期	

1. 著者名 湯川 嘉津美（解説）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 不二出版	5. 総ページ数 1,026
3. 書名 復刻版 関西連合保育会雑誌	

1. 著者名 湯川 嘉津美（監修）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本図書センター	5. 総ページ数 3,586
3. 書名 近代日本幼児教育基本文献集 第 期	

1. 著者名 湯川嘉津美（監修）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本図書センター	5. 総ページ数 3,251
3. 書名 近代日本幼児教育基本文献集 第 期	

1. 著者名 日本保育学会編、秋田 喜代美、汐見 稔幸、湯川 嘉津美、小川 博久 他	4. 発行年 2016年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 328
3. 書名 保育学とは－問いと成り立ち－（保育学講座1）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----